

令和6年7月12日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
住宅生産課
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する
意見募集の結果について

(うち令和6年7月5日(金)公布及び7月9日(火)公布の告示部分)

国土交通省では、令和6年4月18日(木)から5月17日(金)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集を行いました。このうち令和6年7月5日(金)公布及び令和6年7月9日(火)公布の告示の部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※26 の個人・団体から合計 52 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No .	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
II. 住宅性能表示制度、長期優良住宅認定制度における壁量基準等の見直し		
1.	住宅性能表示制度における壁量計算について、建築基準法との違いがあれば考え方を示していただきたい。	解説書等により示すことを予定しています。
2.	住宅性能表示制度における必要壁量の算定式では地震地域係数 Z が含まれていることから、 Z が小さい地域では等級 2 の必要壁量が建築基準法における必要壁量を下回ることもあるという理解でよいか。	貴見の通りです。なお、住宅性能評価の申請にあたっては建築基準法に適合している必要があります。
3.	建築基準法において、地震地域係数を見直すとの議論もあるが、住宅性能表示制度における取扱いに変更はないか。	今回の告示改正での取扱いの変更はありません。なお、R6 能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会等における地震地域係数と建築物被害との関係についての検証等も踏まえて対応することとします。
4.	評価方法基準における耐震等級 2 又は等級 3 の必要壁量の算定式について、積雪荷重を考慮するのは多雪地域のみということによいか。	貴見の通りです。
5.	評価方法基準における耐震等級 1 の必要壁量は、評価方法基準における算定式に等級に応じた割増しをしないと考えて良いか。	耐震等級 1 については、建築基準法に適合していることをもって適合と判定します。そのため建築基準法に規定される算定式により必要壁量を算定する必要があります。
6.	評価方法基準における耐震等級 1 は、建築基準法への適合することを	貴見の通りです。

	もって判断されていたが、改正後も同様と考えて良いか。	
7.	準耐力壁等について建築基準法と同様の扱いとなるとのことなので、評価方法基準における準耐力壁等の記載を廃止され则认为が良いか。	貴見の通りです。
8.	新たな壁量基準等に対応した基準へと見直すとあるが、長期優良住宅の確認書の中で、現行の取扱いと同様、任意に改正後の耐震等級 3 であること等を明示できないか。	確認書については、様式に定める事項が不足なく記載されていることを前提とし、当該確認に係る住宅の性能（耐震等級や免震建築物であるか否か等）を任意に併記することが可能となっております。
9.	長期優良住宅認定制度の経過措置について、改正前の評価方法基準により認定を受ける場合、耐震等級 3 以上を満たすことが必要であり、太陽光等の利用に係る設備を設ける場合には重い屋根の区分で計算することになるか。	貴見の通りです。
10.	評価方法基準の必要壁量算出のための設計支援ツールについて、早急に公表をお願いしたい。	設計支援ツールについては、以下の HP にて近く公表される予定です。 (URL : https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/)
11.	住宅性能表示制度における壁量計算についても設計支援ツールを用意され则认为が良いか。また柱の小径については、建築基準法と同様の扱いということでよいか。	貴見の通りです。
Ⅲ. 木造建築物以外の建築物における構造規制の合理化等		
Ⅲ－１. 高度な構造計算が必要な木造以外の建築物の規模の見直しに伴う規制の合理化		
12.	ブレースの変形能に応じた応力割増しは当該ブレースのみに適用すればよいか。	鉄骨造ルート 1－3 のブレースの変形能に応じた応力の割増しを行う場合にあっては、原則として当該階に含まれるすべての部材を対象とします。
13.	鉄骨造ルート 1－2 において幅厚比の制限を明確化したのはなぜか。	従前より鉄骨造ルート 1－2 には局部座屈を確かめる規定を設けており、その際にはルート 2 と同様、FA 材を使用することが想定されて

		います。 今回新設した鉄骨造ルート 1－3 の幅厚比の規定において、建物規模等の条件に合わせて梁^{はり}に FC 材を使用することを可能としたことに伴い、鉄骨造ルート 1－2 と鉄骨造ルート 1－3 それぞれの幅厚比の制限の内容に相違が生じるため、ルート 1－3 のみならずルート 1－2 の幅厚比の制限についても明確に規定することとしました。
14.	鉄骨造ルート 1－1 や鉄骨造ルート 1－2 の適用規模は従来から変更がないと考えてよいか。	貴見のとおりです。
15.	外装材として用いる非構造部材のアルミニウム合金の庇はアルミニウム合金造の規定は適用不要と考えてよいか。	貴見のとおりです。
16.	帳壁の構造計算が必要となる建築物の高さに変更は無いと考えて良いか。	貴見のとおりです。
IV. その他 IV－1. 無筋コンクリート基礎の廃止		
17.	べた基礎と布基礎において適用可能であった無筋コンクリートが適用不可となるのか。	貴見のとおりです。
18.	構造耐力上主要な部分ではない土間や犬走り等は無筋コンクリートとしてもよいか。	貴見のとおりです。
19.	無筋コンクリート基礎の廃止について、擁壁等の準用工作物に関して	建築基準法施行令第 142 条に規定する擁壁については、同施行令第

	も同様の取扱いとなるのか。	38 条の規定を準用していることから、建築物と同様の取扱いとなります。
20.	仕様規定において無筋コンクリート基礎が廃止されるが、平成 12 年建設省告示第 1349 号第 2 の規定に基づく構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、無筋コンクリート基礎とすることができると考えてよいのか。	貴見のとおりです。
21.	布基礎において、立上り部分には鉄筋を配筋するが、底盤の幅が小さい場合に底盤の部分に鉄筋を配筋しない仕様は従前同様に適用可能と考えてよいのか。	貴見のとおりです。
22.	無筋コンクリート基礎を採用している建築物は既存不適格となるのか。増改築を行う場合、どのように取り扱うのか。	既存建築物の無筋コンクリート基礎の部分が既存不適格になる可能性があります。増改築を行う場合には現行基準に適合させるか建築基準法第 86 条の 7 に定める既存の建築物に対する制限の緩和に基づく措置が必要となります。
23.	無筋コンクリート基礎を廃止する理由を教えてください。	建築物の重量増や高耐力壁の採用に対応するため、無筋コンクリート基礎を廃止しました。
IV－２．地盤調査方法の見直し		
24.	スウェーデン式サウンディング試験とスクリュウウェイト試験の名称変更は、告示の改正前後の確認申請図書において使い分けが必要か。	確認申請書の取り扱いが改正前と改正後にまたがる場合には厳密な使い分けは求めませんが、原則として改正後の確認申請図書においてはスクリュウウェイト試験に変更してください。
IV－３．建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号）の一部改正		
25.	JIS A 5308-2019 を引用して規定を設けている既存の法第 37 条認定	指定建築材料で要求しているのは、JIS の規定のうち性能や品質に関

	(建築基準法第 37 条の規定に基づく指定建築材料の認定)は継続利用ができるのか。	する内容への適合です。既存の法第 37 条認定において運用する建築材料が、JIS A 5308-2024 において製造されたものであっても、JIS A 5308-2019 の性能や品質に関する内容に適合していれば、既存の法第 37 条認定を継続して利用すること可能です。
26.	JIS A 5308-2019 を引用して規定を設けている既存の法第 37 条認定の運用において、JIS Q 1011-2024 に対応した検査の合理化は適用可能か。	原則として、個々の認定の規定に応じて判断することになります。今後、既に取得した認定材料についてどのような場合であれば検査の合理化が適用できるか、整理の上お示ししてまいります。
27.	JIS A 5308-2019 を引用して規定を設けている既存の型式適合認定は継続利用ができるのか。	指定建築材料で要求しているのは、JIS の規定のうち性能や品質に関する内容への適合です。既存の型式適合認定において運用する建築材料が、JIS A 5308-2024 において製造されたものであっても、JIS A 5308-2019 の性能や品質に関する内容に適合していれば、既存の型式適合認定を継続して利用することが可能です。
28.	環境配慮型コンクリートなど JIS マークが付されていないコンクリートの取扱いに関して、異なる種類のセメントを累加して計量を行った場合で、かつ、計量印字記録から自動算出された単位量が記載された納入書を用いていない場合であっても、品質管理が適切に行われたもので客観的な試験成績書や受入れ検査記録等により、当該コンクリートの規格が平成 12 年建設省告示第 1446 号別表第 1 に規定する JIS への適合性を確認できるものについては、建築基準法第 37 条の規定に基づく指定建築材料の認定を受けたものとして取り扱うことは可能か。	貴見のとおりです。 今後、具体的な内容に関して周知をいたします。

29.	指定建築材料が適合すべき日本産業規格の年号改正に関して、増築を行う場合の既存部分に対しては規定を適用しないと考えてよいか。	貴見のとおりです。
-----	---	-----------